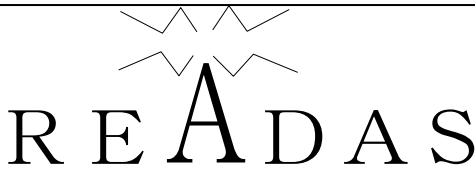


| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 第 4406 号 (2-2) |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月23日 月曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税務調査手続きの改正

Q：税務調査の手続きが改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

昨年暮れに改正があり、税務調査の手続きが次のように改正されました。

①税務調査の事前通知

税務署長が税務職員に、実地調査において、質問検査等を行わせるときは、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨、調査を開始する日時等を通知しなければならないこととなりました。ただし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ、その他調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、こうした通知をしなくてよいこととされています。

②税務調査の終了手続き

イ)税務署長は、税務調査を行った結果、更正決定をすべきと認められない場合には、その調査の質問調査の相手方となった納税義務者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知しなければならなくなりました。

ロ)調査の結果、更正決定等をすべきとなった場合には、税務職員は、納税義務者に対して調査結果の内容を説明しなければなりません。

ハ)ロの説明をする場合、税務署員は納税義務者に対し、修正申告書を奨励することができることとされました。

